平成２１年（フ）第７１２号
水戸市元吉田町779番地の７
債務者　野口　昌昭
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　種田　　誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月19日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７５３号
水戸市赤塚２丁目2030番地の19
債務者　山崎　光市
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武田　隆志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月19日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第８９号
山口県萩市大字堀内155番地２
債務者　一宮　　司
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中光　弘治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月５日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第６８１号
長崎県長崎市八景町５番９号
債務者　楠山　　淳
１　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩永　隆之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月19日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８５０号
愛知県岡崎市康生町341番地７
債務者　西尾　里美
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺島美貴子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月29日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４３９号
山形県村山市大字大久保甲456番地
債務者　保科　信義
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山川　　孝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２９号
佐賀県佐賀市木原２丁目13番１号
債務者　早田　重信
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本多　俊之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月25日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７５８号
岐阜県各務原市東山４丁目30番地
債務者　西垣　　毅
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡本　浩明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月４日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４３１号
広島市西区南観音３丁目10―４　井上荘202、住民票上の住所広島県福山市明王台２丁目２番15号
債務者　西川　由之
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後２時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　心石　舜司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月23日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第５６５号
埼玉県行田市桜町３丁目４番２号
債務者　新井　久雄
１　決定年月日時　平成21年12月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第６８９号
新潟市秋葉区中野４丁目15番３号　コーポ坂爪207号
債務者　山住　広美
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６９７号
新潟県燕市吉田神田町９番10号　パークサイド神田105、住民票上の住所新潟県新潟市西蒲区打越甲2165番地１
債務者　小林賢次郎
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１９号
新潟県上越市東城町３丁目３番７号
債務者　安田　幸男
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１２０号
新潟県上越市東城町３丁目３番７号
債務者　安田　美里
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第６２６号
石川県白山市法仏町759番地、従前の住所石川県白山市東新町27番地
債務者　北野　宏喜
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６４７号
金沢市御影町６番27号　ダイアパレス御影橋101号
債務者　角谷　　覚
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６４８号
金沢市御影町６番27号　ダイアパレス御影橋101号
債務者　角谷　日和
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
金沢地方裁判所